

税 務 だより



税に関する手続きのお知らせ

家屋を取り壊したら

登記あり家屋

法務局（春日井市）で滅失登記をしてください。

登記なし家屋

役場税務課で取り壊し届を提出してください。

原動機付自転車および小型特殊自動車

廃車・譲渡したら

ナンバープレート・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

購入したら

販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

※正午から午後1時までの間は対応

できませんので、あらかじめご了承ください。

原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車検査協会 愛知主管事務所 小牧支所

普通自動車・小型自動車・126cc以上の二輪車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

家屋調査にご協力を

令和7年1月2日以降に完成（新築・増築）した家屋については、令和8年度から固定資産税の課税対象となるため、対象の方に家屋調査の依頼文書を順次発送しています。

これは、建物（居宅・車庫・物置等）の構造や使用されている資材を調査して、固定資産税を算出するためのものです。事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問しておこないます。

調査は、家の中に入らせていただき、建築確認や建築図面などをもとに各部屋の資材を確認させていただきます。ご協力をお願いします。

令和7年9月より 評価額通知書の交付を廃止

不動産（土地・家屋）の所有権移転等の登記申請の際に登録免許税算定のため交付している「評価額通知書」の交付を9月12日（金）をもって廃止します。

9月16日（火）以降は、固定資産税・都市計画税課税資産明細書（毎年4月に送付する納税通知書に添付）をご確認いただくか、固定資産評価証明書または公課証明書（1納税義務者あたり200円）を取得してください。

なお、近傍価格が必要な場合（非

課税の土地等）は、証明書交付申請時にその旨をお申し出ください。

※愛知県司法書士会専用の「固定資産課税台帳等記載事項証明申請書（土地・家屋）」を用いての申請は受付でなくなりしますのでご注意ください。

※証明書の交付を相続人が申請する場合は、相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本等）の提示が必要となります。

※証明書の交付を代理人が申請する場合は、所有者または相続人の同意確認書類（委任状）の添付が必要となります。

問合せ先 税務課 ☎95-1113

太鼓講座



9月27日（土）の大口町やろ舞い大祭にて、太鼓連「Love♡鼓」の仲間と一緒に太鼓を叩きませんか。鳴子踊りの太鼓を中心とした、お子さんから大人のどなたでも気軽にできる内容です。

日時 6月21日（土）から9月20日（土）
毎週土曜日（変則的な休みあり）

午後7時から8時まで

場所 町民会館 1階 会議室

対象 小学生以上

講師 日本太鼓研究会（大口町文化協会）

受講料 1,000円

申込みおよび問合せ先 事前申込みは不要、随時参加可能です。日本太鼓研究会は、毎週土曜日 午後7時から9時まで、町民会館で練習をしています。☎090-2921-7732（長谷川）